

王寺町立学童保育所のしおり

王寺町役場子育て支援課

子育て支援係

電話 0745-73-2001

目次

| 1. 名称及び定員 | 2 |
|---|---|
| 2. 対象児童 | 2 |
| 3. 入所期間 | 2 |
| 4. 開所時間 | 2 |
| 5. 休所曰 | 2 |
| 6. 持ち物・服装 持ち物にはすべて必ず名前を書いてください | 2 |
| 7. 入退所の手続きについて | 3 |
| 8. 保育料について | 3 |
| 9. コドモン(保護者アプリ)の登録について | 4 |
| 10. 出欠・お迎えについて | 4 |
| 11. 学童保育所からのお願い | 4 |
| 12. 学童保育所のきまり お子様にお話ししてあげてください | 5 |
| 13. 学童保育活動中の事故に係る保険について | 6 |
| 14. 警報発令時の措置について 王寺町に暴風・大雨・洪水・大雪警報等が発表された場合 | 6 |
| 15. 学童保育料の納期限と口座引き落としについて | 7 |
| 16. 学童保育のタイムスケジュール(一例…日によって時間や活動内容は異なります) | 8 |
| 17. 学章保育各教室について | 8 |



1. 名称及び定員

| 名 称 | 場 所 | 電話番号 | 対 象 |
|----------------------|------------|-----------------|---------|
| 王寺北義務教育学校学童保育所 | 本町1丁目20-45 | ① 080-6655-4179 | |
| | | ②080-6655-4224 | 1~6年生 |
| | | ③080-6655-4135 | |
| 王寺南義務教育学校学童保育所(太子学舎) | 太子2丁目1-30 | ① 080-6655-4261 | |
| | | 2080-6655-4098 | 1~4年生 |
| | | ※保護者からのご連絡は | |
| | | ①の番号へお願いします。 | |
| 王寺南義務教育学校学童保育所 | 島田9丁目1703 | 080-6655-4308 | 5・6年生 |
| (畠田学舎) | 田川タ」ロ1703 | 000-0033-4300 | 5 0 4 土 |

王寺町立学童保育所は、ハーベストネクスト株式会社に管理運営の委託(契約期間:令和7年10月1日~令和10年3月31日)を行っています。運営をするにあたり必要な個人情報は、王寺町と運営業者間で情報の共有を行いますのでご了承ください。

2. 対象児童

町内に在住する義務教育学校1年生から6年生までの児童で、保護者(両親またはこれに代わる者)が就労等により日中保育できない家庭の児童

3. 入所期間

当該年度の4月1日~3月31日の一年間(申請は毎年度必要です)

4. 開所時間

- (1) 学校がある時…放課後から午後6時00分まで(延長保育は午後7時まで)
- (2) 学校が休みの時…午前8時から午後6時00分まで(延長保育は午後7時まで)

各開所日については、利用児童が全員下校した時点で閉所いたします。保護者のお迎えは必ず午後5時50分(延長保育利用者は午後6時50分)までに来所してください。(度重なる時間超過がある場合は、個別にお話しをさせていただく場合があります)

5. 休所日

日曜日、祝日、お盆、年末年始、学校閉鎖時

6. 持ち物・服装 持ち物にはすべて必ず名前を書いてください

- 服装:学校の制服で活動します。(更衣室はありません) 学校が休みの時は私服・帽子・運動靴でお越しください。
- 水筒、ハンカチ、ポケットティッシュ、着替え(肌着、靴下等)

・ その他:学校が休みの時は筆記用具、勉強道具(宿題やプリント・学習帳など)、お弁当、お やつ、ゲーム機(『11.学童保育所からのお願い』もご確認ください)

7. 入退所の手続きについて

入退所の際には、下記の書類の提出が必要になります。(手続き窓口:子育て支援課)

| | 提 出 書 類 | 提出期日 |
|-----|-------------------------|---------------|
| 入所時 | ・入所申請書 | 入所希望月の前月25日まで |
| | ・就労証明書等(保育の必要性がわかる書類)※1 | 【注意】新年度の申請は別途 |
| | ・延長保育申請書(必要な方のみ)※2 | お知らせします。 |
| | ・スポーツ保険料 | |
| | (お子様1人につき)年間800円 | |
| 退所時 | ・退所届 ※3 | 退所希望月の当月25日まで |

- ※1 父、母、65 歳未満の祖父母等(同居の方全員)につき 1 枚必要です。きょうだいの申請では、保護者分各 1 部の提出をお願いします。
- ※2 就労証明書等で、午後6時までのお迎えが困難であることが確認できる場合のみ申請していただけます。申請内容を審査の上、延長保育の利用決定をし、「延長保育利用決定通知書」を送付します。
- ※3 退所届の提出がされないまま、一ヶ月間利用がない場合でも保育料がかかりますのでご 注意ください。

8. 保育料について

- 月額:3,000円(きょうだいで利用する場合、2子目以降無料)
 - ♦ 別途スポーツ安全保険料として児童ごとに年間800円が必要。
- ・ 延長保育料:月1,000円(保育料に加算。生活保護世帯、準要保護世帯除く)
 - ♦ 2子目以降無料ではありません。

 - ◆ 1ヶ月間延長保育の利用が全くなかった場合でも、延長保育の申請があれば 延長保育料がかかります。
- 欠席、中途入所、中途退所等による減額や返金、日割り計算は行いません。

保育料減免制度について

- ・ 生活保護世帯、準要保護世帯、雪丸サポートスクールを利用している場合は保育料の減免対象となりますので、必ず利用年度内に子育て支援課で保育料減免手続きを行ってください。 申請がない場合は減免となりません。
- ・ 減免に該当する理由に応じた書類を添付してください。 生活保護世帯…子育て支援課窓口へ申し出てください。 準要保護世帯…就学援助費認定通知書 雪丸サポートスクール利用者…利用決定通知書

就学援助費認定の決定は毎年6月頃と なります。通知が届き次第申請をして下 さい。

9. コドモン(保護者アプリ)の登録について

・ 学童保育所では、出欠や入退室の管理、保護者と学童保育所との連絡手段として「コドモン」 を利用しています。学童保育所の入所申し込みをされたら、ID・パスワードを発行します ので、アプリのダウンロードと利用登録をお願いします。

10. 出欠・お迎えについて

- ・ 保護者の勤務がお休みで、家庭保育が可能な日は学童保育所の利用はできません。
- 毎月25日までにコドモンに出欠予定の入力をお願いします。
- 欠席予定に変更があった場合は、必ず学童保育所の学童支援員等にご連絡ください。
- お仕事が終わり次第、お迎えにお越しください。
- 1日保育の送りの際は、学童保育室入り口までお越しいただき、学童支援員等へ引き渡しを お願いします。
- ・ 学童保育所への送迎は、保護者もしくは代理人でお願いします。ただし、事前に学童支援員等にコドモン等で直接連絡していただいた場合は下記の運用も可とします。
- ・ 学童保育所への送迎は、必ず開所時間内にお願いします。開所時間(午前8時)より早く預けたり、閉所時間より遅れてお迎えに来ることはできません。やむを得ない理由で遅れる場合は、代理の方にお迎えをお願いする等のご対応をお願いします。
- 車での送迎の際は、交通ルールの遵守、住宅地内での徐行を徹底のうえ、近隣住民の迷惑とならないよう注意してください。

11. 学童保育所からのお願い

- 児童の持ち物には、すべて必ずお名前の記入をお願いします。
- 年間を通し、熱中症予防のため十分な水分(お茶)を持たせてください。
- 学校がある日は、学校に持ってきてはいけないものは持たせないでください。(玩具、ゲーム等)
- 1日保育時のみゲーム機を許可しておりますが、貸し借りは禁止しています。私物の管理に ついては保護者からもご指導をお願いします。(ゲーム機の使用は時間制限を設けています)
- スマートフォンでのゲームは禁止しています。
- 紛失して困るもの、壊れて困るものは持たせないでください。学童保育所では責任を負いか ねますのでご了承ください。
- ・ 宿題がある場合は、学童保育所でも時間を設けていますが、進行状況や解答の確認はしておりません。必ず各家庭でご確認をお願いします。
- 工作、書道、絵の具を使った宿題はできません。
- 雪丸サポートスクール終了後に学童保育所を利用される場合、必ず雪丸サポートスクールの スタッフにも『学童保育所を利用する』旨の連絡をお願いします。
- ・ 咳、のどの痛み、発熱、頭痛、嘔吐、下痢など風邪症状がみられる場合は、症状が改善するまで登所を控えてください。また、体調がすぐれないときには、ご利用を控えてください。

- ・ 学童保育所登所時や保育中に児童が体調不良や発熱等の症状がみられたときは、保護者の方に連絡をさせていただき、お迎えをお願いすることがあります。
- ・ インフルエンザ、麻疹、流行性結膜炎、新型コロナウイルス感染症等の感染症にかかったり 疑いのある場合には学校保健安全法第19条の規定により、医師の許可がでるまで登所がで きません。医師の指示に従って休養するとともに、感染予防に努めてください。
- ・ <u>学級閉鎖</u>等となった場合は、その学級の児童は学童保育の利用はできませんのでご協力をお願いします。
- 学校閉鎖の場合は学童保育所も休所となります。
- 以下の場合は月の途中でも退所していただきます。
 - 家庭での保育に欠けると認められなくなった場合
 - 度重なるお迎え時間の超過がある場合
 - 学童支援員等の指示に従わず、他の児童の育成の妨げになると認められる場合 等

12. 学童保育所のきまり お子様にお話ししてあげてください

- 元気にあいさつをしましょう。(「おはようございます」「ありがとう」「さようなら」等)
- お弁当を食べる前や、おやつを食べる前、外遊びの後やトイレの後は手を洗いましょう。教室に入る前は手を消毒しましょう。
- ・ 『学校のきまり』に反することは禁止します。また、学校で禁止されているものを勝手に持ってこないようにしましょう。
- 勝手に部屋から出たり、外へ行ってはいけません。
- プロレスごっこや、部屋の中でのボール遊び等の危険な遊びをしてはいけません。
- お友達と仲良くしましょう。また、けんかやいじめの無いようにしましょう。
- おもちゃ等の後片付けはきちんとしましょう。
- 学童保育所の物は大切に使いましょう。
- 机や棚の上に乗ってはいけません。
- 学童支援員等の机の上の物を触ったり、机の引き出しを勝手に開けてはいけません。
- ・ 学童保育所の物を借りるときは、先生に声を掛けてから借りましょう。返す時は先生に声を 掛けて、きちんと元の場所に戻しましょう。

13. 学童保育活動中の事故に係る保険について

学童保育所では、万一の事故に備えて、入所されるすべての児童に、下記の保険に加入していただきます。

| 保険の名称 | スポーツ安全保険 | | |
|------------------|---|--|--|
| 保険加入期間 | 毎年4月1日~翌年3月31日(一年間) | | |
| 保険加入区分 | A1 (子ども) | | |
| 補償対象範囲 | 学童保育活動内、家庭との往復中 | | |
| 補償内容 | 傷 死亡 2,000万円 | | |
| | 傷 外亡 2,000万円 1,500円 1,500円 | | |
| | | | |
| | □ □ □ 通院(日額) 1,500円 | | |
| | 賠償責任保険支払い限度額(免責金額なし) | | |
| 対人・対物賠償合算 1事故5億円 | | | |
| | ただし対人賠償は一人1億円 | | |
| | 突然死葬祭費用保険支払限度額 180万円 | | |

学童保育所の活動中、または下校中に事故等の事象が発生した場合は、学童保育所又は王寺町役場子育て支援課へ連絡をお願いします。子育て支援課より【事故通知書類】を発送しますので、必要事項をご記入の上、子育て支援課へ提出してください。その後、東京海上日動火災保険㈱より保険請求書類がご自宅へ郵送されますので、必要事項を記入の上、子育て支援課へ提出してください。

事故等のため急を要する場合は医師の手当を受けますが、その場合の実費は当該児童の保護者の 負担となります。児童が物品を破損させた場合は、保護者に費用を負担していただく場合があり ます。

14. 警報発令時の措置について 王寺町に暴風・大雨・洪水・大雪警報等が発表された場合

通常時

- ・午前7時現在、警報が発表されている場合、学校は終日休校となり、学童保育も休所となります。
- ・学校の授業中に警報が発表された場合も、学童保育は休所となります。
- ・学童保育中に警報が発表された場合は、早急にお迎えをお願いします。

夏休み等長期休暇時

- ・午前7時現在、警報が発表されている場合、学童保育は休所となります。
- ・学童保育中に警報が発表された場合は、早急にお迎えをお願いします。

15. 学童保育料の納期限と口座引き落としについて

- 金額は学童保育利用決定通知書をご覧ください。
- ・ 学童保育料納期限は各月の末日(12月は25日)です。ただし金融機関が休日の場合は翌 営業日となります。
- ●王寺町では、キャッシュカードで口座振替のお申込みができる「ペイジー口座振替受付 サービス」を行っております。

【受付場所・時間】 王寺町役場1階 税務課窓口

8時30分から17時15分(平日のみ)

【申込み可能な方】 学童保育入所申込者(保護者)または同一世帯の方

【ご持参いただくもの】 ※申込書は窓口で記入していただきます。

- ①運転免許証など本人確認書類(窓口に来られる方のもの)
- ②対象金融機関のキャッシュカードと暗証番号

【対象金融機関】

・南都銀行 ・ゆうちょ銀行

- ●各金融機関でもお申込みが可能です。
- 複写式の申込用紙(町内の金融機関・役場税務課等窓口にあります)に必要事項をご記入・押 印のうえ、利用される通帳の金融機関の窓口に提出してください。
- ・ 口座振替の開始を希望する納付期日の前月の15日(土日祝の場合は前平日)まで(納付期日が1日もしくは2日の場合は前々月の15日まで)に提出してください。金融機関に提出された口座振替申込用紙が、役場まで転送されてくるまで一定の期間を要します。

【口座振替をご利用される場合の注意点】

- ※ 残高不足等の理由により口座振替ができなかった場合の「口座振替不能通知書」は、発送いたしません。お手数ですが、振替日(納付期日)の前日までに預金残高のご確認と、振替日以降に口座振替の結果のご確認をしていただきますようお願いします。(もし残高不足等により口座振替がされなかった場合は滞納の取り扱いとなり、督促手数料や延滞金が加算されることになります。)
- ※ 口座振替の手続きがお済みでない場合は納付書で入金してください。

16. 学童保育のタイムスケジュール (一例…日によって時間や活動内容は異なります)

○学校がある時(半日保育)

| 時間 | 活動内容 |
|----------------|------------|
| 放課後~午後6:00 | ・宿題等の勉強の時間 |
| 午後6:00~7:00 | ・自由遊び |
| (延長保育申請者のみ利用可) | ・集団遊びなど |

○学校が休みの時(一日保育)

| 時間 | 活動内容 |
|------------------|------------|
| 午前8:00~午後0:00 | ・宿題等の勉強の時間 |
| 午後0:00~1:00 (昼食) | ・自由遊び |
| 午後1:00~6:00 | ・集団遊びなど |
| 午後6:00~7:00 | |
| (延長保育申請者のみ利用可) | |

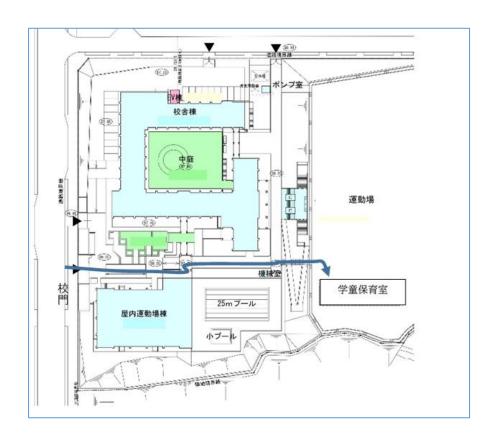
17. 学童保育各教室について

1. 王寺北義務教育学校



2. 王寺南義務教育学校(太子学舎)





3. 王寺南義務教育学校(畠田学舎)



